



長岡市外国人材受入サポートセンター

外国人材受入 はじめての一步 サポートガイド



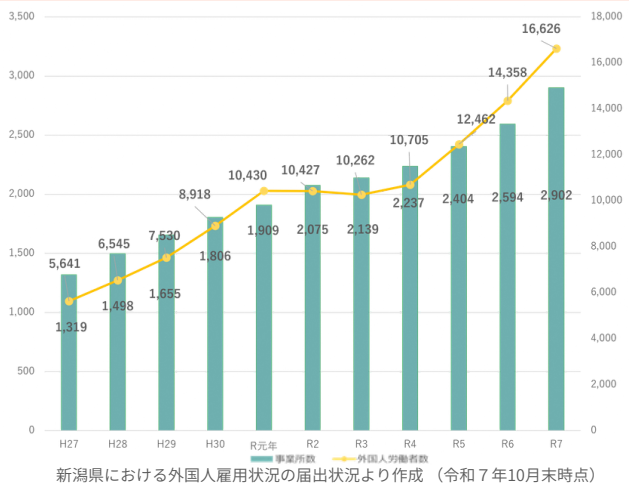
長岡市外国人材受入サポートセンター

目次

- 外国人材雇用の現状と必要性 …… P1～2
- 外国人材採用のポイント …… P3
- 在留資格とは？ …… P4
- 技能実習と特定技能の違い …… P5
- 高度外国人材採用の流れ …… P6
- 現場人材採用の流れ …… P7
- 段階ごとに受けられる支援内容…… P8
- 外国人材受入に役立つリンク集…… P9

外国人材雇用の現状

新潟県内の外国人雇用事業所数・外国人労働者の推移

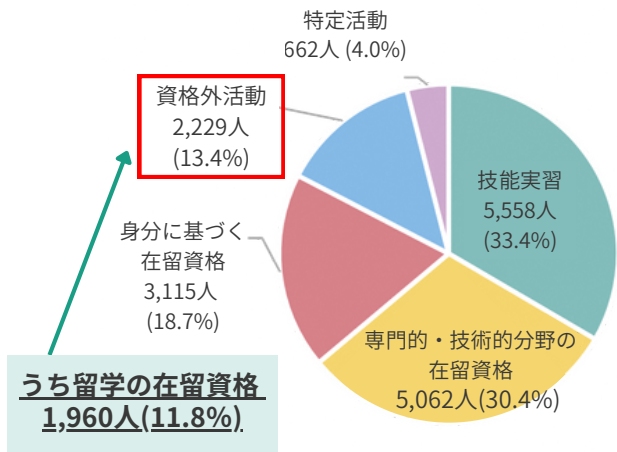


外国人労働者は 増え続けている

令和7年10月末時点での、新潟県の外国人労働者は16,626人、外国人材を雇用している事業所は2,902か所となり、いずれも過去最高を更新しています。

将来の産業の担い手となりうる外国人材

新潟県の外国人材における在留資格は、「技能実習」と「専門職」で全体の約6割以上を占めています。これからの即戦力、現状の即戦力に加えて、今後産業の担い手となり得る外国人留学生の割合は全体の11.8%を占めています。



新潟県における外国人雇用状況の届出状況より作成（令和7年10月末時点）

●海外展開・取引への強み

母国語や文化を理解しているため、海外市場への進出や外国人顧客対応の要となるケースがあります。

●若く意欲の高い人材の確保

外国人材は働く目的が明確で、向上心が高く、意欲的に業務へ取り組む傾向があります。

●職場の活性化

異なる文化や価値観を持つ人材が加わることで、職場のコミュニケーションや発想が活発化します。

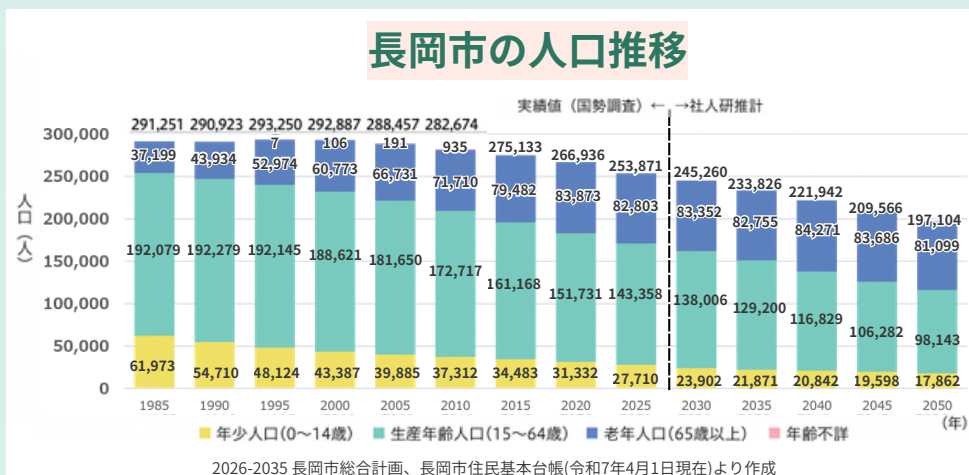
外国人材雇用の メリット



**長岡市の未来を支える人材へとつなげる
外国人材雇用を、考えてみませんか？**

長岡市の人手不足について

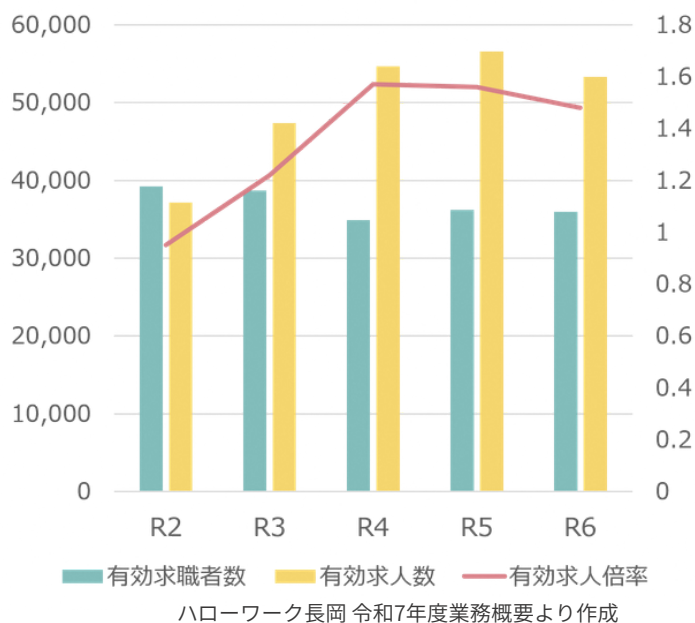
続く 人口減少と 少子高齢化



長岡市では、年少人口・生産年齢人口の減少が続くのに対し、老年人口の増加が加速しています。将来の産業発展・維持に向けた人材確保が重要な課題となっています。

企業の 人手不足も続く

有効求人倍率が高止まりとなり、求人数が増える一方で求職者数は伸びず、企業の人手不足が強まっている状況が続いています。



**人口減少時代に備え、外国人材を
産業を支える新たな担い手に。**

外国人材採用では、入社後の定着・活躍を見据えた採用活動の準備が必要です。また、意図せずコンプライアンス違反にならない様、在留資格や受入れ手続きを事前に確認し、対応することが不可欠です。

在留資格と活動内容



就労が認められる在留資格を有しているか、また、自社の業務内容と在留資格で認められた活動内容が適合しているか、確認が必要です。在留資格で定められた活動範囲を超えた就労や、働くことが認められていない外国人材を雇用した場合は、法令違反となり処罰対象となります。

雇用時には「在留カードの原本」・「在留期限」の確認が必須です

求人票の作成



外国人材に正確に求人内容を理解してもらうことが大切です。求人票作成時には、曖昧な表現は避け、分かりやすく明確に記載しましょう。なお、国籍、男女、思想等は差別的表現に該当するため、記載できません。

採用方法と採用コスト



外国人材の採用方法には、①自社ウェブサイト・SNS ②人材紹介会社 ③インターンシップ活用 ④自治体等主催の合同企業説明会等への参加による方法があります。

採用方法に応じて採用活動にかかるコストも大きく変わりますので、自社にとって望ましい採用方法を検討しましょう。

入社後のキャリアパス



入社後のスキルアップやキャリア形成は、外国人材が企業を選ぶ際に非常に重要なポイントになります。

採用活動では、入社後にどんな仕事を任せるのか、将来的なキャリアパスを示すことが、ミスマッチを防ぎ、外国人材の定着や長期的な活躍に繋げるうえで大切です。

在留資格とは？

在留資格とは、外国人が日本に在留するための資格です。在留外国人は、許可された在留資格の範囲内で日本で活動することが認められています。

定められた範囲で就労できる主な在留資格（活動制限あり）

技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習、介護、特定活動（ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士など）等

原則として就労が認められない在留資格

留学、家族滞在、短期滞在（観光客）等

就労活動に制限のない在留資格

定住者、日本人の配偶者、永住者 等

主な在留資格

※代表例であり、この他にも就労可能な在留資格があります。

技術・人文知識・国際業務

更新可 | 期間：上限なし

大学等で学んだ知識や一定の実務経験と関連する専門的な業務や、外国の文化・言語に関する知識・経験を必要とする業務に従事することを目的とした在留資格です。



特定活動46号

更新可 | 期間：上限なし

日本の大学や大学院、短大等（専門士）を卒業し、高度な日本語能力（日本語能力試験N1等）を有する方を対象とした在留資格です。大学等で習得した知識や経験、日本語能力が活用できる業務に幅広く従事することができます。



留学

更新可

日本の大学や専門学校等で学ぶ外国人留学生を対象とした在留資格です。留学生は「資格外活動許可」を取得することで、**原則週28時間以内**のアルバイトを行うことができます。



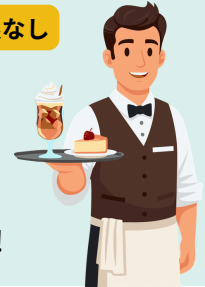
技能実習と特定技能 在留資格の違い

特定技能1号・2号

更新可 | 1号：通算上限5年 / 2号：期間上限なし

国内人材を確保することが困難な産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れることを目的とした在留資格です。特定技能1号と2号（分野により異なる）、2つの資格があります。

19分野で従事可能！



技能実習

更新可 | 最大5年（1号：1年 / 2号：2年 / 3号：2年）

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受入れる制度です。日本で働きながら技術・知識を学ぶことを目的としています。

91 職種 **169** 作業に従事可能！



令和9年4月1日より、新制度へ移行します！

育成就労

更新可 | 最大3年（満了後、要件を満たせば特定技能への移行可）

人手不足の産業分野において、外国人材の育成と確保を目的とした在留資格です。育成就労3年間で、特定技能1号レベルの人材を育成します。

条件を満たせば、「特定技能」への移行も可能となり、中長期的な就労が期待できます。



主な在留資格の違い

本情報は、2026年7月末現在

	技術・人文知識・国際業務	特定技能1号	特定技能2号	技能実習	育成就労
業 務	知識・経験を活かした専門業務	19分野	11分野	91職種169作業	17分野 *1
在留期間	無期限	5年	無期限	最大5年間	3年
要 件	学歴 or 実務経験	技能試験合格 + N4以上 または 技能実習2号修了	分野による	特になし	日本語能力試験N5 または 相当講習受講
永住申請	10年滞在で可 (うち5年就労)	不可	10年滞在で可 (うち5年2号)	不可	不可
家族の帯同	可	不可	可	不可	不可
転 職	可	可	可	原則不可	条件付きで可

*1 特定技能1号対象のうち航空・自動車運送は対象外

高度外国人材 採用の流れ

(技術・人文知識・国際業務 等)

外国人材の採用は、日本人を採用する場合と流れは大きく変わりません。
企業が海外や国内にいる外国人と直接雇用契約を結びます。
在留資格の交付申請は、外国人材本人が直接、もしくは企業が代理で行います。

Step 1

採用計画・準備

- ・ 中長期を見据えた人員計画
- ・ 採用したい在留資格
- ・ 外国人材に任せたい業務の整理
- ・ 採用目的の整理

Step 2

採用方法の決定・求人募集

- ・ 採用方法の決定（自社募集、人材紹介会社の活用など）
- ・ 求人票の検討～確定
- ・ 外国人材の募集活動
- ・ 在留資格と従事する業務の適合性を確認

Step 3

インターンシップの受入れ

入社後のミスマッチを防ぎ、自社に合うか見極めるための最適なステップです。

- ・ 目的や時期・期間の明確化
- ・ インターンシップ保険の確認

Step 4

選考

- ・ 書類選考～面接選考後、内定
- ・ 雇用契約の締結
- ・ 在留カードの確認など <やさしい日本語などで配慮>

Step 5

在留資格の申請・取得

- ・ 必要書類を準備し、地方出入国在留管理局へ申請
- ・ 入管取次資格を有する行政書士や弁護士へ申請を依頼することも可能
- ★審査では、職務内容と学歴・経験との関連性が特に重視されます。

ご入社・就労開始



特定技能外国人受入のポイント

- 業種および職種がどちらも対象の場合に限って特定技能の雇用が可能となります。特定産業分野・業務区分の範囲内か確認しましょう。
- 特定技能外国人の報酬額は同じ業務に従事する日本人と同等以上とし、労働時間や休日などの雇用契約も適切であることが求められています。
- 1号特定技能外国人を受け入れる企業には、支援計画の作成と支援の実施が義務付けられています。なお、登録支援機関へ支援を委託することも可能です。

技能実習生受入のポイント

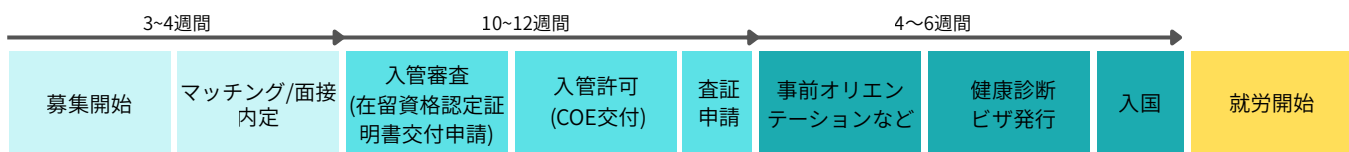
- 対象職種・作業、受入人数枠等を確認し、団体監理型の場合は、適切な監理団体の選定が必要です。
- 育成就労開始に伴い、技能実習生の受入に必要な1号技能実習計画の認定申請は、2027年2月までが推奨されています。また、2027年6月30日までに上陸許可を受け、技能実習を開始する必要があります。
- 自社の状況に応じて、育成就労制度の利用についても合わせて検討が必要です。

育成就労受入のポイント

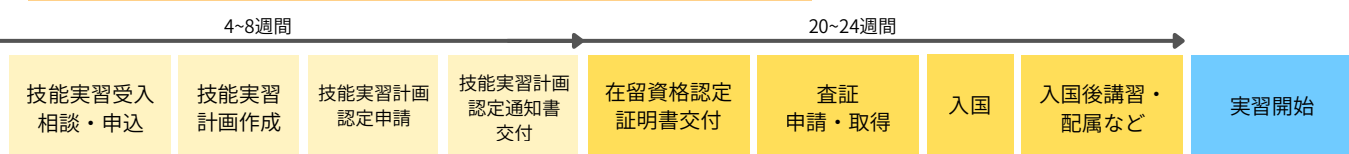
- 自社の業種および職種が産業分野・業務区分に該当するか確認しましょう。
- 3年間の育成就労期間において、特定技能1号への移行に必要な技能及び日本語能力の目標を定めた育成計画を作成し、認定を受けることが必要です。
- 技能・日本語教育や生活支援の体制構築や一定要件の下、本人の意向による転籍が認められるなど新たな制度への理解と適正な運用が必要です。

〈各在留資格の受入までの流れ〉

特定技能外国人材採用の場合：一般的に4～6か月



技能実習生受入の場合：一般的に6～8か月



段階ごとに 受けられる支援内容

受入 準備

在留資格の相談・申請手続きサポート

外国人材を雇用する際に必要となる在留資格（ビザ）に関する相談や申請手続きについて、専門家（行政書士）によるサポートが無料で受けられます。

※制度内容・対象要件はQRコードからご確認ください。



インターンシップマッチング支援・受入経費支援

外国人留学生等のインターンシップご検討の際の、マッチング支援やインターンシップにかかる経費等の支援に関するご相談およびサポートを受けられます。

※制度内容・対象要件はQRコードからご確認ください。



受入後

県の日本語学習支援補助金／外国人受入・定着支援事業補助金

外国人材が職場や地域に早くなじむための日本語学習支援や定着支援に関する補助制度があります。

※制度内容・対象要件はQRコードからご確認ください。



定着

生活に関するサポート

国際交流センター「地球広場」では外国人材の日常生活や地域での暮らしを支える相談・交流・生活サポートが受けられます。

イベント・日本語講座などの最新情報は、長岡市HPよりご確認ください。



すべてのステップにおける伴走支援

長岡市外国人材受入サポートセンター

「何から始めたらいいかわからない」という段階でも、お気軽にご相談ください。

TEL: 050-5893-0370

メール: ADE.JP.nagaoka-g-ctr@jp.adecco.com

受付時間: 9:30～17:00 (月・水・金 (年末年始・祝日を除く))



【外国人労働者の労務管理について知りたい】

外国人労働者の 人事・労務に関 する3つの支援 ルール	外国人社員と働く 職場の労務管理に 使えるポイント・ 例文集	雇用管理に 役立つ 多言語用語集	モデル就業規則 優しい日本語版
			

出典：厚生労働省

【外国人生活支援ポータルサイト】

外国人生活支援 ポータルサイト	生活・就労 ガイドブック	在留支援のための やさしい日本語 ガイドライン	生活オリエンテ ーション動画
			

出典：出入国管理庁

【外国人材受入の際の各種支援金】

人材確保等支援助成金 (外国人労働者就労環境整備助成コース)	人材開発支援助成金 (人材育成支援コース)
	

出典：厚生労働省



長岡市外国人材受入サポートセンター



050-5893-0370 (受付時間 月・水・金 9:30~17:00(年末年始・祝日を除く))

※当事業は長岡市より委託を受け、アデコ株式会社が運営しております。

ADE.JP.nagaoka-g-ctr@jp.adecco.com

発行：長岡市商工部人材・働き方政策課（令和8年8月）